

音 楽

1 音楽科はどのようなことに重点を置いて改善されるのか。

平成28年12月に中央教育審議会は、小学校、中学校及び高等学校を通じた音楽科の成果と課題について次のように示した。

- 音楽科，芸術科（音楽）においては，音楽のよさや楽しさを感じるとともに，思いや意図を持って表現したり味わって聴いたりする力を育成すること，音楽と生活との関わりに関心を持って，生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育むこと等に重点を置いて，その充実を図ってきたところである。
- 一方で，感性を働かせ，他者と協働しながら音楽表現を生み出したり，音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと，我が国や郷土の伝統音楽に親しみ，よさを一層味わえるようにしていくこと，生活や社会における音や音楽の働き，音楽文化についての関心や理解を深めていくことについては，更なる充実が求められるところである。

これらを踏まえ，中学校音楽科では，次の(1)～(8)の視点で改訂が行われた。

(1) 教科，学年の目標の改善

音楽科で育成を目指す資質・能力が「生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定された。資質・能力が，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理されたことを受けて，学年の目標も教科の目標の構造と合わせ，三つの柱で整理された。資質・能力の育成に当たっては，生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて，学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。

(2) 内容構成の改善

内容構成は，「A表現」（「歌唱」，「器楽」，「創作」の三分野），「B鑑賞」の二つの領域及び「共通事項」となっており，従前と変わらない。今回の改訂では，これまで「A表現」，「B鑑賞」において「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」に係る内容を一体的に示していた各事項を次のように分けて示し，指導すべき内容を一層明確にした。

A表現	「知識」，「技能」，「思考力，判断力，表現力等」に係る内容
B鑑賞	「知識」，「思考力，判断力，表現力等」に係る内容

(3) 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

学習内容の三つの柱の一つである「知識及び技能」について，次のように改訂した。

	内 容	領域や分野
「知識」	「 <u>曲想と音楽の構造との関わり</u> 」を理解することなどの具体的な内容	歌唱，器楽，創作，鑑賞
「A表現」の「技能」	創意工夫を生かした表現などをするために必要となる具体的な内容 →「 <u>思考力・表現力・判断力等</u> 」の育成と関わらせて習得できるようにする。	歌唱，器楽，創作

(4) 鑑賞の指導内容の充実

中央教育審議会答申において、「生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについて、更なる充実が求められる」とされたことを踏まえ、「B鑑賞」に、「生活や社会における音楽の意味や役割」、「音楽表現の共通性や固有性」について考えることを事項として示した。

(5) 【共通事項】の指導内容の改善

中央教育審議会答申において「学習内容を、三つの柱に沿って見直す」とされたこと、「『見方・考え方』は、現行の学習指導要領において、小学校音楽科、中学校音楽科で示されている表現及び鑑賞に共通して働く資質・能力である【共通事項】とも深い関わりがある」とされたことなどを踏まえ、従前の【共通事項】の趣旨を踏まえつつ、事項アを「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、事項イを「知識」に関する資質・能力として示した。

(6) 言語活動の充実

中央教育審議会答申において、言語活動が「表現及び鑑賞を深めていく際に重要な活動である」とされたことを踏まえ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置づけられるよう指導を工夫すること」を、「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示した。

(7) 歌唱教材及び器楽教材の選択の観点

中央教育審議会答申において、「生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについて、更なる充実が求められる」とされたことを踏まえ、歌唱及び器楽の教材を選択する際の配慮事項として「生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるもの」を新たに示した。

(8) 我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導の充実

中央教育審議会答申において、「我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと」の「更なる充実が求められる」とされたことを踏まえ、歌唱や器楽の指導において、我が国の伝統的な歌唱や和楽器を扱う際の配慮事項として、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」を新たに示した。

2 音楽科の目標はどのように変わるのか。

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

教科の目標は、従前同様、表現及び鑑賞の幅広い活動を通して学習が行われることを前提とし、音楽的な見方・考え方を働かせた学習活動によって、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力の育成を目指すとした。従前は総括目標として一文で示していたものを、育成を目指す資質・能力別に、(1)「知識及び技能」の習得、(2)「思考力、判断力、表現力等」の育成、(3)「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標を示した。

*「音楽的な見方・考え方」とは
音楽科の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方であり、音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連づけること

3 学年の目標は、どのように変わるのか。

学年の目標は、教科の目標を踏まえ、生徒の発達の特徴を考慮して、各学年とも下表のように三つの項目を示している。

	第1学年	第2学年及び第3学年
知識及び技能	(1) 曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作の技能を身に付けるようにする。	(1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作の技能を身に付けるようにする。
思考力、判断力、表現力等	(2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽を <u>自分なりに</u> 評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。	(2) <u>曲にふさわしい</u> 音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
学びに向かう力、人間性等	(3) 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。	(3) 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにし、 <u>音楽に親しんでいく</u> 態度を養う。

第2学年及び第3学年は、生徒や学校の実態などに応じた弾力的な指導を効果的に進めることができるように、学年の目標及び内容をまとめて示している。第1学年から第3学年まで、表現及び鑑賞の幅広い活動を、継続的に深まりをもって行うことにより、音楽科で育成を目指す資質・能力が徐々に育まれていくという学習の特性を考慮し、それぞれの学年にふさわしい指導を工夫して目標の実現を目指す必要がある。

4 各学年の内容は、どのように変わるのか。

(1) 内容の構成

「A表現」については、歌唱、器楽、創作ごとに事項を示すとともに、従前のア、イ、ウで示していた内容を、「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」のそれぞれの資質・能力に対応する内容で整理した。また、「B鑑賞」については、従前の内容を「思考力、判断力、表現力等」、「知識」のそれぞれの資質・能力に対応する内容で整理した。

平成29年告示	平成20年告示
<p>「A表現」</p> <p>(1) 歌唱に関する内容（歌唱分野）</p> <p>ア 「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力</p> <p>イ 「知識」に関する資質・能力</p> <p>ウ 「技能」に関する資質・能力</p> <p>(2) 器楽に関する内容（器楽分野）</p> <p>ア 「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力</p> <p>イ 「知識」に関する資質・能力</p> <p>ウ 「技能」に関する資質・能力</p> <p>(3) 創作に関する内容（創作分野）</p> <p>ア 「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力</p> <p>イ 「知識」に関する資質・能力</p> <p>ウ 「技能」に関する資質・能力</p> <p>※ 「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2へ移行</p> <p>「B鑑賞」</p> <p>(1) 鑑賞に関する内容（鑑賞領域）</p> <p>ア 「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力</p> <p>イ 「知識」に関する資質・能力</p> <p>※ 「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2へ移行</p> <p>〔共通事項〕</p> <p>(1) 要素等に関する内容</p> <p>ア 音楽を形づくっている要素を知覚・感受し、その関わりについて考える、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力</p> <p>イ 用語や記号などを理解する、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な「知識」に関する資質・能力</p>	<p>「A表現」</p> <p>(1) 歌唱に関する内容 ア、イ、ウ</p> <p>(2) 器楽に関する内容 ア、イ、ウ</p> <p>(3) 創作に関する内容 ア、イ</p> <p>(4) 表現教材 ア、イ</p> <p>「B鑑賞」</p> <p>(1) 鑑賞に関する内容 ア、イ、ウ</p> <p>(2) 鑑賞教材</p> <p>〔共通事項〕</p> <p>(1) 要素等に関する内容 ア、イ</p>

(2) 各領域及び〔共通事項〕の内容

(1)に示した考え方を基に、音楽科の内容は、各学年を通じて育てる内容を次のように構成した。

【表現領域】

資質・能力	歌唱の指導内容	器楽の指導内容	創作の指導内容
思考力、判断力、表現力等	ア 歌唱表現の創意工夫	ア 器楽表現の創意工夫	ア 創作表現の創意工夫
知識	イ 曲想と音楽の構造などとの関わりの理解、声の音色や響きなどと曲種に応じた発声との関わりの理解	イ 曲想と音楽の構造などとの関わりの理解、楽器の音色や響きと奏法との関わりの理解	イ 表したいイメージと関わらせた、音のつながり方などの特徴の理解、音素材の特徴及び音の重なり方や反復などの構成上の特徴の理解
技能	ウ 創意工夫を生かした歌唱表現に必要な発声などの技能、他者と合わせて歌う技能など	ウ 創意工夫を生かした器楽表現に必要な奏法などの技能、他者と合わせて演奏する技能など	ウ 創意工夫を生かした創作表現に必要な、音の選択や組合せなどの技能など

【鑑賞領域】

資質・能力	指導内容
思考力, 判断力, 表現力等	ア 曲や演奏に対する評価とその根拠, 生活や社会における音楽の意味や役割, 音楽表現の共通性や固有性を考え, 音楽のよさや美しさを味わうこと
知識	イ 曲想と音楽の構造との関わりの理解, 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史, 他の芸術との関わりの理解, 音楽の多様性の理解など

【共通事項】

資質・能力	指導内容
思考力, 判断力, 表現力等	ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し, それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら, 知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること
知識	イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて, 音楽における働きと関わらせて理解すること

5 指導計画の作成と内容の取扱いで特に配慮すべきことは何か。

(1) 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して, その中で育む資質・能力の育成に向けて, 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際, 音楽的な見方・考え方を働かせ, 他者と協働しながら, 音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど, 思考, 判断し, 表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。
- (2) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1), (2)及び(3)の指導については, ア, イ及びウの各事項を, 「B鑑賞」の(1)の指導については, ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。
- (3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は, 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり, 「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて, 十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (4) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1), (2)及び(3)並びに「B鑑賞」の(1)の指導については, それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに, 必要に応じて, 〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。
- (5) 障害のある生徒などについては, 学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的, 組織的に行うこと。
- (6) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき, 道徳科などとの関連を考慮しながら, 第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について, 音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

- (1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては, 次のとおり取り扱うこと。
 - ア 音楽活動を通して, それぞれの教材等に応じ, 音や音楽が生活に果たす役割を考えさせるなどして, 生徒が音や音楽と生活や社会との関わりを実感できるよう指導を工夫すること。なお, 適宜, 自然音や環境音などについても取り扱い, 音環境への関心を高めることができるよう指導を工夫すること。
 - イ 音楽によって喚起された自己のイメージや感情, 音楽表現に対する思いや意図, 音楽に対する評価などを伝え合い共感するなど, 音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り, 音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。
 - ウ 知覚したことと感受したこととの関わりを基に音楽の特徴を捉えたり, 思考, 判断の過程や結果を表したり, それらについて他者と共有, 共感したりする際には, 適宜, 体を動かす活動も取り入れるようにすること。
 - エ 生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり, 主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため, コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。(新設)
 - オ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど, 生徒や学校, 地域の実態に応じ, 生活や社会の中の音や音楽, 音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。(新設)
 - カ 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに, 必要に応じて, 音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また, こうした態度の形成が, 音楽文化の継承, 発展, 創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。
- (2) 各学年の「A表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては, 次のとおり取り扱うこと。

- ア 歌唱教材は、次に示すものを取り扱うこと。
- (7) 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切で、生徒にとって親しみがもてたり意欲が高められたり、生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れたりできるもの。
- (イ) 民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、生徒や学校、地域の実態を考慮して、伝統的な声や歌い方の特徴を感じ取れるもの。なお、これらを取り扱う際は、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。
- (ウ) 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの。なお、各学年において、以下の共通教材の中から1曲以上を含めること。
「赤とんぼ」、「荒城の月」、「早春賦」、「夏の思い出」、「花」、「花の街」、「浜辺の歌」
- イ 変声期及び変声前後の声の変化について気付かせ、変声期の生徒を含む全ての生徒の心理的な面についても配慮するとともに、変声期の生徒については適切な声域と声量によって歌わせるようにすること。
- ウ 相対的な音程感覚などを育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。
- (3) 各学年の「A表現」の(2)の器楽の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。
- ア 器楽教材は、次に示すものを取り扱うこと。
- (7) 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切で、生徒にとって親しみがもてたり意欲が高められたり、生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れたりできるもの。
- イ 生徒や学校、地域の実態などを考慮した上で、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、3学年間を通じて1種類以上の和楽器を取り扱い、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。
- (4) 歌唱及び器楽の指導における合わせて歌ったり演奏したりする表現形態では、他者と共に一つの音楽表現をつくる過程を大切にするとともに、生徒一人一人が、担当する声部の役割と全体の響きについて考え、主体的に創意工夫できるよう指導を工夫すること。(新設)
- (5) 読譜の指導に当たっては、小学校における学習を踏まえ、 \sharp や \flat の調号としての意味を理解させるとともに、3学年間を通じて、1 \sharp 、1 \flat 程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること。
- (6) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たっては、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮するとともに、適宜、口唱歌を用いること。
- (7) 各学年の「A表現」の(3)の創作の指導に当たっては、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際、理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。
- (8) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。
- ア 鑑賞教材は、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切なものを取り扱うこと。
- イ 第1学年では言葉で説明したり、第2学年及び第3学年では批評したりする活動を取り入れ、曲や演奏に対する評価やその根拠を明らかにできるよう指導を工夫すること。
- (9) 各学年の〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」については、指導のねらいに応じて、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などから、適切に選択したり関連付けたりして指導すること。
- (10) 各学年の〔共通事項〕の(1)のイに示す「用語や記号など」については、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(9)に示すものに加え、生徒の学習状況を考慮して、次に示すものを音楽における働きと関わらせて理解し、活用できるよう取り扱うこと。
- ・ 「拍」、「拍子」、「間」など中学校3学年間で取り扱う用語や記号など

6 移行措置への対応はどうか。

新中学校学習指導要領は、令和3年度から全面実施される。令和2年度までの音楽の指導に当たっては、現行中学校指導要領第2章第5節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第5節に規定によることができる。

7 学習評価

評価規準の作成に当たっては、各教科等の学習指導要領の目標の規定を踏まえ、観点別学習状況の評価の対象とするものについて整理した「評価の観点及びその趣旨」を作成する。(平成31年3月29日付初等中等教育局長通知「30文科初第1845号」別紙4参照)

また、同様に学年(又は分野)の目標を踏まえて「学年(又は分野)の観点の趣旨」を作成する。

(音楽科) 中学校学習指導要領 p.99参照

(1)	(2)	(3)
曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。	音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。	音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

(音楽科)「評価の観点及びその趣旨」 (改善等通知 別紙4 p.14)

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> ・曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解している。(知識の習得に関すること) ・創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作で表している。(技能の習得に関すること) <p>※【鑑賞】の題材では技能の習得に関する趣旨に対応する評価規準は設定しない。</p>	<p>音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。</p>	<p>音や音楽、音楽文化に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。</p>

- (1) 音楽科における「内容のまとめ」と「評価の観点」との関係を確認する。

A 表現

歌唱の活動…(1) ア, イ, ウ(ア), (イ), (ウ) [共通事項] (1) ア, イ
 器楽の活動…(2) ア, イ, ウ(ア), (イ), (ウ) [共通事項] (1) ア, イ
 音楽づくりの活動…(3) ア(ア), (イ), イ(ア), (イ), ウ(ア), (イ) [共通事項] (1) ア, イ

B 鑑賞

鑑賞の活動…(1) ア(ア), (イ), (ウ), イ(ア), (イ), (ウ) [共通事項] (1) ア, イ
 (下線) …知識及び技能に関する内容
 (波線) …思考力、判断力、表現力等に関する内容

- (2) 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめ」ごとの評価規準を作成する。

ア 「知識・技能」のポイント

- ・ 事項イ及びウの「次の(ア)及び(イ)」の部分に、学習内容等に応じて(ア), (イ)のいずれか又は両方から適切に選択して置き換え、文末を「～している」と変更して作成する。

イ 「思考・判断・表現」のポイント

- ・ 【共通事項】アの文末を「考え、」に変更して文頭に置き、事項アの文末を「～している」に変更する。なお、事項アの前半の「知識や技能を得たり生かしたりしながら」は、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」とがどのような関係にあるかを明確にするために示しているものであるため、内容のまとめごとの評価規準ではその文言を用いない。

ウ 「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

- (ア) 当該学年の「評価の観点の趣旨」に基づいて作成する。
- (イ) 「音や音楽、音楽文化に親しむことができるよう」は、「主体的に学習に取り組む態度」における音楽科の学習の目指す方向性を示しているため、内容のまとめごとの評価規準では、その文言を用いない。
- (ウ) 「表現及び鑑賞」の部分は、学習内容に応じて、該当する領域や分野に置き換える。なお、「学習活動」とは、その題材における「知識及び技能」の習得や「思考力、判断力、表現力等」の育成に係る学習活動全体を指している。
- (エ) 「楽しみながら」は、「主体的・協働的に」に係る言葉であり、「楽しみながら取り組んでいるか」を評価するものではない。あくまで、主体的・協働的に取り組む際に「楽しみながら」取り組めるように指導を工夫する必要があることを示唆しているものである。